教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

令和８年11月13日　　兵庫県教育委員会

⑴氏名、生年月日、本籍地、⑵免許状の種類、番号、授与日、授与権者、⑶失効年月日、⑷失効の事由に該当する教育職員免許法の規定

1⑴　幸神　一男、昭和47年８月20日、兵庫県
⑵　中学校教諭一種免許状（社会）、平06中一め第1917号、平成７年３月31日、京都府教育委員会
⑶　令和８年９月29日
⑷　第10条第１項第２号（同法施行規則第74条の２第８号ロに該当）

2⑴　沖　　翔磨、平成14年10月10日、兵庫県
⑵　①中学校教諭一種免許状（数学）、令６中一種第415号、令和７年３月25日、奈良県教育委員会、②高等学校教諭一種免許状（数学）、令６高一種第551号、令和７年３月25日、奈良県教育委員会、③高等学校教諭一種免許状（情報）、令６高一種第552号、令和７年３月25日、奈良県教育委員会
⑶　令和８年９月29日
⑷　第10条第１項第２号（同法施行規則第74条の２第８号イに該当）

3⑴　森田　翔也、平成５年10月19日、兵庫県
⑵　①中学校教諭一種免許状（理科）、平27中一種第138号、平成28年３月23日、青森県教育委員会、②高等学校教諭一種免許状（理科）、平27高一種第242号、平成28年３月23日、青森県教育委員会
⑶　令和８年９月24日
⑷　第10条第１項第２号（同法施行規則第74条の２第８号イに該当）

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第３項の規定により次の免許状は取上げした。

令和８年11月13日　　兵庫県教育委員会

⑴氏名、生年月日、本籍地、⑵免許状の種類、番号、授与日、授与権者、⑶取上げ年月日、⑷取上げの事由に該当する教育職員免許法の規定

1⑴　岸本　一希、平成８年３月18日、兵庫県
⑵　①小学校教諭一種免許状、平29小一第1458号、平成30年３月31日、大阪府教育委員会、②中学校教諭一種免許状（音楽）、平29中一第2675号、平成30年３月31日、大阪府教育委員会、③高等学校教諭一種免許状（音楽）、平29高一第3684号、平成30年３月31日、大阪府教育委員会、④小学校教諭専修免許状、令１小専第58号、令和２年３月31日、大阪府教育委員会、⑤中学校教諭専修免許状（音楽）、令１中専第136号、令和２年３月31日、大阪府教育委員会、⑥高等学校教諭専修免許状（音楽）、令１高専第164号、令和２年３月31日、大阪府教育委員会
⑶　令和８年10月24日
⑷　第11条第３項（同法施行規則第74条の２第８号イ、児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二条第三項に規定する児童生徒性暴力等をいう。）に該当）

2⑴　野田　和裕、昭和47年８月11日、兵庫県
⑵　小学校教諭１種免許状、平８小一種第123号、平成９年３月18日、三重県教育委員会
⑶　令和８年10月16日
⑷　第11条第３項（同法施行規則第74条の２第８号ハ）

3⑴　林　良太郎、昭和55年11月22日、岡山県
⑵　高等学校教諭一種免許状（理科）、平14高一第1176号、平成15年３月23日、岡山県教育委員会
⑶　令和８年８月29日
⑷　第11条第３項（同法施行規則第74条の２第８号イ、児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二条第三項に規定する児童生徒性暴力等をいう。）に該当）

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・性別不詳、推定50歳～70歳位、人相・特徴不明、黒色キャップ帽、長袖ポロシャツ、長袖ズボン、パンツ、靴下、黒色靴、腕時計、遺留金品なし

上記の者は、令和８年８月27日午後０時25分、大阪市西成区花園北２丁目２番15号（空家内）で発見されました。死亡日時は令和８年８月上旬頃（推定）、発見場所に同じ。死因は縊死。遺体は検視の上、小林斎場にて火葬に付しました。心当たりの方は当区役所生活保護業務主管課まで申し出てください。

令和８年11月13日

大阪市　　西成区長　稲嶺　一夫

行旅死亡人

本籍（国籍）・住所・氏名・年齢不詳、身長約134㎝、やせ型、男性

上記の者は、令和８年８月５日13時50分頃に、発見場所（尼崎市西立花町３丁目７番28号第二福寿荘）の居間にて、訪問した大家が仰向けで亡くなっている死亡者を発見された。

遺体は高度腐敗しており、死体検案の結果は、死亡日は令和８年７月24日頃（推定）、死因は熱中症（推定）。

遺体は身元不明のため、尼崎市立弥生ケ丘斎場で火葬に付し、遺骨は同斎場にて保管しています。

お心当たりのある方は、尼崎市南部保健福祉センターまで申し出て下さい。

令和８年11月13日

兵庫県　　尼崎市長　松本　　眞

特定空家等の除却命令及び代執行に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年11月13日

牧之原市長　杉本基久雄

1　対象となる特定空家等
⑴　所在地　静岡県牧之原市相良205番43
⑵　家屋番号　205番43、205番43の２
⑶　用途　旅館・店舗、倉庫
⑷　構造　木造石綿セメント板葺２階建て
　　鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺２階建て

2　所有者等に命ずる必要な措置の内容
⑴　当該特定空家の除却
⑵　敷地内の雑草・立木等の伐採及び伐根
⑶　敷地内の動産や廃材等の撤去及び関係法を遵守した適切な処分

3　措置の期限　令和８年11月30日

4　牧之原市長による措置
　１の特定空家の所有者が、３の期限までに２の措置を行わないときは、牧之原市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、同法第22条第10項の規定により当該措置を行う。
　なお、市長等により２の措置が講じられた後、所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。

5　動産等の取扱い
　市長等が当該措置を行うときは、建築物内部及びその敷地に残置されている動産等を撤分処分する。動産等について権利等を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう６の問合せ先へ通知すること。

6　問合せ先
　牧之原市役所都市住宅課住宅政策係
　ＴＥＬ　0548―53―2633
　ＦＡＸ　0548―52―3772

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十三日

札幌市中央区北一条西七丁目三番二号北一条大和田ビル二Ｆ

株式会社ノースミライズ
代表清算人　前島　治基

解散公告

当社は、令和八年十月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十三日

秋田県潟上市昭和大久保字北野崎道添二〇六番地

株式会社ジェイドド
代表清算人　小野　　隆

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十三日

茨城県神栖市筒井一七七八番地

株式会社吉川商事
代表清算人　吉川　昌義